

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
実証事業及び事業実施可能性調査事業
交付規程

SCD230517001

2023年5月17日制定

日本貿易振興機構(JETRO)

(通則)

第1条 海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)(以下「本事業」という。)の補助金交付契約については、本規程別添1「公募要領」及び本規程(様式第5「交付契約宣誓書」、様式第6「補助交付契約通知書」等本規程に基づき作成される書類を含む、以下同じ。)で定めるところにより、事業者の権利及び義務が発生するものとする。

- 2 本事業の実施に関して用いる言語は、日本語とする。
- 3 本事業の金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本事業は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 本規程、公募要領その他関連する文書における解釈に疑義が生じた場合には、本規程本文の定めを優先して適用する。

(定義)

第2条 本規程において「補助申請者」とは、本事業への補助申請を行った事業者をいう。

- 2 本規程において「補助交付契約者」とは、第7条第4項に基づく採択決定の通知を受け、第9条の補助交付契約を締結した事業者をいう。
- 3 本規程において「共同事業実施者」とは、補助交付契約者とともに本事業を実施する法人などをいう。

(交付の目的)

第3条 本事業に基づく補助交付は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とする。

(交付の対象及び補助率上限額)

第4条 本事業の事業支援事務局の日本貿易振興機構(以下「事業支援事務局」という。)は、補助交付契約者が行う本事業に要する経費であって、補助金交付の対象として事業支援事務局が認める経費項目(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 本事業は、日本に拠点及び法人(登記法人)格を持ち、日本における事業実態を有している等の要件を満たす民間団体等を対象として補助金を交付する。

なお、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、従業員数が300人以下の法人税法上の収益事業(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定される34事業種)を行う法人であり、かつ認定特定非営利

活動法人でないことを要件として補助金を交付する。

- 3 補助対象経費は、本事業の実施期間(以下「事業実施期間」という。)内において発生した本規程別表1に記載の「補助対象経費(表1)」のとおりとする。
- 4 補助率及び補助金額の範囲は、本規程別表1に記載の「補助率(表2)」及び「補助金額の範囲(表3)」のとおりとする。

(事業実施期間等)

第5条 事業実施期間は、事業支援事務局が第9条の規定に基づいて行った補助交付契約通知の日から、同通知書にて定めた期限までとする。

- 2 本事業のフォローアップを実施する期間(以下「フォローアップ期間」という。)は、事業実施期間終了翌年度4月1日から3年間とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、本事業の本規程別添1「公募要領」に従い、様式第1「補助金交付申請書」に様式第2-1、様式第2-2、様式第3等を含む書類を添えて、事業支援事務局に提出しなければならない。

(採択決定の通知)

第7条 事業支援事務局は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、外部有識者を委員とする審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、補助金交付申請書の内容を、本事業の本規程別添1「公募要領」における「補助対象事業の要件」及び「審査基準」に定める事項を基準として審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは採択決定を行う。
- 3 委員会は、前項の採択決定に際して補助申請者に対し必要な条件を付すことができる。
- 4 事業支援事務局は、委員会が本条第2項の採択決定をした場合には、補助申請者の名称、事業実施国等を公表するとともに、様式第4「補助金採択決定通知書」を補助申請者に送付するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助申請者は、第7条第4項の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服がある場合には、補助金の交付の申請を取り下げることができる。この場合、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって事業支援事務局に申し出なければならない。

(交付の契約)

第9条 補助申請者が第7条第4項の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服がない場合には、様式第5「交付契約宣誓書」1通を事業支援事務局に提出し、補助交付契約の申し込みの意思表示を事業支援事務局にする。事業支援事務局は、様式第6「補助交付契約通知書」に上記の宣誓書を添付の上、補助申請者に送付し、当該通知書の発送時点において、補助交付契約が締結されたものとする。

2 事業支援事務局は、様式第4「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者より様式第5「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、本規程第7条における採択決定を取り消すことができる。

(本事業の経理等)

第10条 補助交付契約者は、本事業に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助交付契約者は、前項の帳簿及び証拠書類を本事業実施期間終了翌年度より5年間、事業支援事務局、日アセアン経済産業協力委員会事務局(以下「AMEICC事務局」という。)及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 補助交付契約者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ事業支援事務局に様式第7-1「計画変更(等)承認申請書」により、計画変更を申請し、承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助金交付申請時に取得するとしていた50万円以上(税抜き)の機械、器具、備品その他の財産を変更しようとするとき。

(3) 本事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 交付申請時に提出された様式第2-1、2-2及び様式第3の事業内容に変更をもたらすものでない場合

(イ) 補助目的及び事業目標実現に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(4) 本事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(5) 本事業の全部若しくは一部を他に承継させようとするとき。

2 事業支援事務局が本条前項の承認をする場合、様式第7-2「計画変更(等)承認通知書」を補助交付契約者に送付する。その際、事業支援事務局は、補助金額の変更をすることができる。

3 事業支援事務局は、前項の承認及び補助金額の変更をする際に、必要と認めるときは、委員会を設置し、その意見を聞くことができる。

(調達契約等)

第12条 補助交付契約者は、本事業を行うため10万円以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、本事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不相当である場合は、随意契約によることができる。

2 補助交付契約者は、本事業を行うため本事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に委託し、又は履行補助者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

3 補助交付契約者は、本条前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、本事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

4 補助交付契約者は、本条第1項又は本条第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省からの補助金交付停止措置又は、ジェトロ競争参加資格停止措置又は指名停止措置が講じられてい

る事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、本事業を行ううえで、当該事業者でなければ、本事業を行うことが困難又は不適當である場合は、事業支援事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 5 事業支援事務局は、補助交付契約者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置及びジェトロ競争参加資格停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助交付契約者は事業支援事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 補助交付契約者は、本事業に関する履行補助者と約定して、本規程に定める補助交付契約者の義務を遵守させなければならない。万一、履行補助者がこれに違反した場合には、補助交付契約者が連帯してその責任を負うものとする。
- 7 補助交付契約者は、事業支援事務局から、履行補助者との契約内容を開示するように求められた場合、速やかにその内容を明らかにしなければならない。
- 8 事業支援事務局は、履行補助者の関与が不適切であると判断した場合は、書面により補助交付契約者に通知することにより、その関与を中止させることができる。
- 9 前8項までの規定は、補助交付契約者が本事業の一部を履行補助者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取扱うものとし、補助交付契約者は必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助交付契約者は、第9条の規定に基づく補助交付契約によって生じる権利の全部又は一部を事業支援事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事業支援事務局が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助交付契約者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助交付契約者が事業支援事務局に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事業支援事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助交付契約者から債権を譲り受けた者が事業支援事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 事業支援事務局は、補助交付契約者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を留保すること。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 事業支援事務局は、補助交付契約者による債権譲渡後も、補助交付契約者との協議のみにより、補助金の額その他の補助交付契約の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該補助交付契約の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら

補助交付契約者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 本条第1項ただし書に基づいて補助交付契約者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事業支援事務局が行う弁済の効力は、事業支援事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故等の報告)

第14条 補助交付契約者は、本事業を予定の期限内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第8「事故報告書」を事業支援事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助交付契約者は、事業支援事務局より、本事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた時は、速やかに様式第9「遂行状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

(実績報告等)

第16条 補助交付契約者は、様式1「補助金交付申請書」にて申請した事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は様式6「補助交付契約通知書」記載の本事業「事業実施期限」の日のいずれか早い日までに、様式10「補助事業実績報告書」とともに、事業成果報告書を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 補助交付契約者は、自己の責めに帰さない理由により前項の補助事業実績報告書等を提出できない場合は、事業支援事務局にその旨申し出、承認を得ることにより、期限について猶予を受けることができる。
- 3 補助交付契約者は、本条第1項の実績報告を行うに当たって、本事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 前条第1項の報告を受けた事業支援事務局は、報告書等の書類の審査、必要に応じた現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が補助金の補助交付契約の内容(第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)並びにこれに付した条件及び必要な水準に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11「補助金確定通知書」により当該補助交付契約者に通知する。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額(補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおり)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 第11条に従い計画変更された場合には、前2項の規定に準じ、補助金の額を再度確定のうえ、これを通知するものとする。

(補助金の支払)

第18条 前条の補助金確定通知書を受け取った補助交付契約者が、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12「精算払い請求書」による請求書(請求金額には当該通知書に記載された確定額を記入する。)を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 事業支援事務局は、前項の規定による精算払い請求書を受けとった場合には、その旨をAMEICC事務局に通知する。
- 3 事業支援事務局及びAMEICC事務局は、本条第1項の請求書に基づき補助交付契約者に遅滞なく補助金を支払うものとする。
- 4 天変地異、政変、騒乱、感染症、テロ等の不可抗力事由、その他、事業支援事務局又は補助交付契約者の責めに帰せざる事由により、補助金額の支払いが不能又は遅滞となる場合、事業支援事務局及びAMEICC事務局は、補助交付契約者に対する補助金額の支払の不能又は遅滞について一切の責任を負わない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助交付契約者は、本事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」により速やかに事業支援事務局に報告しなければならない。

2 事業支援事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金員を返還しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 事業支援事務局は、本事業の適切な遂行、本事業の成果の適切なフォローアップ及び本事業の実効的監査を確保するため、必要があるときは、事業支援事務局の指定する者により補助交付契約者の事業所(履行補助者の事業所を含む。)等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助交付契約者は協力しなければならない。

2 経済産業省及びAMEICC事務局は、必要に応じて前項の措置を取ることができる。

(補助交付契約の解除等)

第21条 事業支援事務局は、次の各号の一に該当する場合には、第9条の補助交付契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1) 補助交付契約者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事業支援事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助交付契約者が、本事業で購入した財産を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助交付契約者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助交付契約者が、交付契約締結後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助交付契約者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託金等)との重複受給等が判明した場合
- (6) 補助交付契約者が、本規程別添2「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に違反した場合
- (7) 補助交付契約者が、本規程別添3「談合等の不正行為に関する事項」に違反した場合

2 事業支援事務局は、前項の解除をした場合において、既に当該解除に係る部分に対する補助金が交付され

ているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 事業支援事務局は、前項の返還を命ずる場合には、本条第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 本条第2項に基づく補助金の返還については、期限を当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 前3項の場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法にて、当該補助金を返還し、加算金及び延滞金を支払わなければならない。

(財産の管理等)

第22条 補助交付契約者は、補助対象経費(本事業の一部を履行補助者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助交付契約者は、単価50万円(税抜き)以上の取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第14「取得財産等管理台帳」を添付しなければならない。
- 3 補助交付契約者は、単価50万円(税抜き)以上の取得財産等について、様式第14「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。取得財産等管理台帳の保存期間は事業実施後7年間とする。
- 4 事業支援事務局は、事業実施期間は、補助交付契約者が取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、事業支援事務局が指定する口座に納付させることができる。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。
- 5 AMEICC事務局及び経済産業省は、事業実施後7年間は、補助交付契約者が取得財産等を処分することにより、収入がある場合又はあると見込まれる場合であって、その収入額又は収入見込額が事業実施時に補助交付契約者が負担した当該処分財産に係る額を上回るとき又は上回ると見込まれるときは、当該収入額と当該補助交付契約者負担額の差額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、AMEICC事務局が指定する口座に納付させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、AMEICC事務局又は経済産業省の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助交付契約者は、事業実施期間が終わるまでの期間に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分(債権者又は担保権者等により差押え等の法的手続により処分、換価される場合は含まない。以下、同じ。)しようとするときは、あらかじめ様式第15-1「取得財産処分承認申請書」による申請書を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 事業支援事務局は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適正と認めるときは財産処分の承認を行い、様式第15-2「取得財産処分承認通知書」を補助交付契

約者に送付するものとする。

- 3 補助交付契約者は前項の承認通知書を取得後、取得財産等を処分した場合は、様式第15-3「取得財産処分報告書」を事業支援事務局に送付しなければならない。
- 4 事業支援事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、様式第15-4「納付通知書」により、前条第4項に基づき、補助交付契約者に、その収入の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に指定する口座に納付させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を納付しなければならない。
- 5 本条第1項の処分において、補助交付契約者が本事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産(機械・設備に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合は、様式第15-5「取得財産転用申請書」を事業支援事務局に提出し、その承認を受ければ、補助交付契約者は当該転用に係る前条第4項の納付が免除される。
- 6 補助交付契約者は、本条第1項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態にある場合の取壊し若しくは廃棄を行った場合は、本条第1項の規定にかかわらず、様式第15-3「取得財産処分報告書」を事業支援事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。また、補助交付契約者は当該処分に係る前条第4項の納付は免除される。
- 7 補助交付契約者は、事業実施後7年間に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分しようとする場合であって、当該処分による収入が事業実施時に補助交付事業者が負担した当該処分財産に係る額を上回ると見込まれるときは、あらかじめ様式第15-6「事業実施期間後取得財産処分承認申請書」による申請書をAMEICC事務局に提出しなければならない。
- 8 AMEICC事務局は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、経済産業省と協議の上、財産処分の承認を行い、様式第15-7「事業実施期間後取得財産処分承認通知書」を補助交付契約者に送付するものとする。
- 9 補助交付契約者は前項の承認通知書を取得後、取得財産等を処分した場合は、様式第15-8「事業実施期間後取得財産処分報告書」をAMEICC事務局に送付しなければならない。
- 10 AMEICC事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、様式第15-9「事業実施期間後納付通知書」により、前条第5項に基づき、補助交付契約者に、その収入額と当該事業者負担額の差額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度にAMEICC事務局が指定する口座に納付させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、AMEICC事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を納付しなければならない。
- 11 本条第5項及び第6項の規定は、事業実施後7年間について準用する。この場合において、「事業支援事務局」とあるのは、「AMEICC事務局」と読み替えるものとする。

(事業成果状況報告等)

第24条 補助交付契約者は、フォローアップ期間において各年度の事業成果の状況について、事業支援事務局が定める日までに様式第16「事業成果状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 補助交付契約者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を事業終了後7年間保存しなければならない。

(補助金返還)

第25条 事業支援事務局は、フォローアップ期間において、前条第1項の「事業成果状況報告書」における事業実施事項が、第6条の申請書の記載事項(ただし第11条第2項に基づき計画を変更し、承認されていた場合はその計画変更(等)承認通知書記載事項)と比較して大幅に異なるものであった場合、その乖離に補助交付契約者の責めに帰さない理由その他の合理的な理由がない場合には、経済産業省及びAMEICC事務局と協議のうえ、交付した補助金の返還を求めることができる。

2 本条前項の場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第26条 補助交付契約者は、本事業に係る発明、考案等に関して、本事業実施期間に特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等(以下「知的財産権等」という。)を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権又は使用権を設定した場合には、当該知的財産権等の取得等の状況について、遅滞なく様式第17「知的財産権取得状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

2 事業支援事務局が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、補助交付契約者は当該知的財産権を行使する権利を事業支援事務局に許諾する必要がある。

(成果等の発表・共有等)

第27条 事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省は、本事業の概要及び成果について必要があると認めるときは、補助交付契約者に発表させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省の指示に従い、その発表を行うものとする。

2 事業支援事務局は、本事業の概要及び成果(事業成果報告書を含む。)の情報について、AMEICC事務局及び経済産業省から要請があった場合には両者に共有できるものとし、その場合、AMEICC事務局及び経済産業省は必要に応じて東アジア・アセアン経済研究センターに共有できるものとする。

3 補助交付契約者は、事業実施期間中及び事業実施後において、経済産業省から経済産業省の研究会の開催等に関連するヒアリング、情報提供等の要請があった場合には、協力するものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 補助交付契約者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち履行補助者その他の第三者の秘密情報(履行補助者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助交付契約者は、本事業の一部を履行補助者に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者又は補助交付契約者若しくは履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助交付契約者による違反行為とみなし、当該行為が発生した場合、補助交付契約者は違反

行為者と連帯してその責めを負うものとする。

- 3 事業支援事務局及びAMEICC事務局は、補助事業の遂行に際し知り得た補助事業者その他の第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的(前条第2項の成果の共有を含む)以外に利用してはならない。

なお、情報のうち補助事業者その他の第三者の秘密情報(補助事業者が本規程に従って事業支援事務局及びAMEICC事務局に提供する各種申請書類、経理等の証拠書類等やその他事業支援事務局及びAMEICC事務局の求めに応じ提供する書面に記載の情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後10日以内に書面により内容を特定した情報)については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- (4) 補助交付契約及び関連する契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本事業の遂行に際し経済産業省に開示を求められた情報、会計検査に際し会計検査院より開示を求められた情報、又は第27条第2項に基づき共有される情報

- 4 事業支援事務局及びAMEICC事務局は、補助事業の一部を第三者(以下「事務局履行補助者」という。)に行わせる場合には、事務局履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。事業支援事務局及びAMEICC事務局又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も事業支援事務局及びAMEICC事務局による違反行為とみなす。

- 5 本条の規定は本事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(損害賠償)

第29条 補助交付契約者は、自ら又は共同事業実施者が本規程に違反して事業支援事務局又はAMEICC事務局に損害を与えたときは、事業支援事務局又はAMEICC事務局に対しその被った一切の損害額(直接の損害額に加え、事業支援事務局又はAMEICC事務局が補助交付契約者の本規程違反に対応するために要した費用《事業支援事務局又はAMEICC事務局の従業員若しくは事業支援事務局又はAMEICC事務局が指定する第三者の person 費、実費その他。》及び事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。)を共同事業実施者と連帯して賠償する責を負う。

- 2 補助交付契約者及び共同事業実施者が事業支援事務局の承認した計画に基づき事業を実施し、それによって補助交付契約者、共同事業実施者及び第三者が被った一切の損害について、事業支援事務局及びAMEICC事務局はその責任を負わない。

(個人情報保護に関する取扱い)

第30条 事業支援事務局は、補助申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

2 事業支援事務局は、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、AMEICC事務局及び経済産業省に対して補助申請者に関して得た情報を提供することができる。この場合において、補助申請者は、本事業の本規程別添1「公募要領」に基づき当該情報提供に同意したものとみなす。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第31条 補助交付契約者は、本規程別添2「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(談合等の不正行為に関する事項)

第32条 補助交付契約者は、本規程別添3「談合等の不正行為に関する事項」に記載の談合等の不正行為に関する事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(環境社会配慮)

第33条 補助交付契約者は、本規程別添4「環境社会配慮に関する留意事項」について確認しなければならず、交付宣誓書の提出をもって、環境や社会への負の影響の回避又は最小化に努め、環境及び環境社会に配慮した事業を遂行することに同意したものとする。

(海外安全管理)

第34条 補助交付契約者が本事業を実施するために、海外に渡航する場合及び渡航中において、「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の(経由地を含む。)海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時には事業支援事務局(日本貿易振興機構(ジェトロ)の現地事務所を含む。)並びに経済産業省・外務省(現地公館を含む。)の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。

2 補助交付契約者が本事業を実施する国・地域については「外務省 海外安全ホームページ」に基づき、最新の安全情報を確認の上、十分な安全対策及び連絡体制を講じ、渡航計画(滞在場所・地域、滞在期間、滞在于予定者、活動内容、現地連絡先等)を作成、事業支援事務局に提出したうえで事業を実施すること。また、事業の変更等が生じる場合については、速やかに事業支援事務局並びに経済産業省と協議のうえ、その結果・指示に従うこととする。

補助交付契約者は本事業実施中、滞在国(移動のための滞在国を含む)にて天変地異・戦争・テロ・感染症・事件事故等が発生した場合、速やかに状況の報告を行い、事業支援事務局並びに経済産業省・外務省の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。また、事業実施中に危険度の引き上げが生じた場合においては、事業支援事務局及び経済産業省と事業の継続等について協議を実施し、その指示に従うこととする。また、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、海外渡航を中止せざるを得ない可能性があるものとし、以下の対応とする。

(1) 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、事業支援事務局及び経済産業省の判断により中止又は延期を勧告する場合がある。

(2)中止又は延期となった場合に生じた経費については補助の対象外とする。

上記について、それぞれその後も現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合がある。

- 3 本事業においては、補助交付契約者の海外渡航に際し、常にその安否が確認できるよう緊急連絡網を作成し、事業支援事務局に共有するものとする。
- 4 本条前項の緊急連絡先については、人事異動や担務変更などの理由により、やむをえず変更となる際には、速やかに届け出のうえ、常に最新情報を維持するものとする。
- 5 前3項に基づき、補助交付契約者より提出された渡航計画ならびに緊急連絡先等の情報は、本事業の遂行ならびに緊急時の対応のみの利用とし、本事業以外の業務では利用しないものとする。

(遵守事項)

第35条 事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省は、補助交付契約者に対し、本規程に定めるもののほか、適宜、指示を行い、条件を付し、また、必要と認める書類の提出を求めることができる。この場合、補助交付契約者は、速やかに当該指示に従い、条件を遵守し、また、必要書類を提出するものとする。

(共同事業実施者との関係)

第36条 本事業において、補助交付契約者は、本規程又は本規程に基づく事業支援事務局の処分若しくは指示により遵守すべき事項が達成されるために必要な事項を共同事業実施者に遵守させる義務を負い、共同事業実施者がこれに違反する場合、補助交付契約者は連帯してその責めを負うものとする。

(紛争時の合意管轄)

第37条 事業支援事務局及び補助交付契約者は、本事業に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

海外サプライチェーン多元化等支援事業

第八回公募 公募要領

(実証事業及び事業実施可能性調査事業)

2023年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

(海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局)

〔目 次〕

1. 海外サプライチェーン多元化等支援事業（実証事業及び事業実施可能性調査事業）の目的..	15
2. 補助対象事業者.....	15
3. 補助対象事業の概要等.....	17
4. 事業のスキーム.....	19
5. 公募期間・応募手続等.....	20
6. 補助対象経費.....	22
7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）.....	24
8. 審査基準.....	25

海外サプライチェーン多元化等支援事業について

- ・ 経済産業省の令和2年度第1次補正予算の海外サプライチェーン多元化等支援事業として、第一回から第三回までの公募を実施し81件、令和2年度第3次補正予算の海外サプライチェーン多元化支援事業として、第四回から第六回までの公募を実施し28件を採択いたしました（審査中の第七回の公募は締め切っております）。今回、第七回の公募に続き、第八回の公募を行うものです。
- ・ 両補正予算の事務局をそれぞれ日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局より受託し、日本貿易振興機構（ジェトロ）が公募を行っております。
- ・ 今回の第八回公募においては、応募要件など第二回公募（実証事業及び事業実施可能性調査事業）と同様ですが、一部内容が異なっておりますので、本公募要領の内容をよく確認の上、応募してください。
- ・ 本事業は、「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第八回）実証事業及び事業実施可能性調査事業交付規程」に基づいて実施いたします。本公募に申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「交付規程」をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします（なお今回の実証事業及び事業実施可能性調査事業に係る交付規程は、設備導入型に係る交付規程とは一部内容が異なっておりますのでご留意下さい）。

1. 海外サプライチェーン多元化等支援事業（実証事業及び事業実施可能性調査事業）の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国の国際サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産拠点の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的としております。

今回募集を行う実証事業と事業実施可能性調査事業は、海外における生産拠点の多元化に向けた設備導入に繋がる取組や、国際的なバリューチェーン全体の効率化や高度化に向けた取組を支援すべく、試験的な設備導入やモデル事業の実証、ビジネスモデルの実施可能性に関する調査等を支援するものです。

なお、本公募要領における補助対象事業者等の定義は以下のとおりです。

- 「補助対象事業者」：補助申請に当たっての要件を満たす者
- 「補助申請者」：事業への申請を行った者
- 「補助交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者
- 「共同事業実施者」：補助交付契約者とともに補助対象事業を実施する法人等

2. 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の要件を満たす民間事業者及び団体とします。

- (1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

なお、本事業は大企業、中小企業ともに対象としておりますが、本要領における中小企業は以下のとおりです。

ア 【中小企業（組合関連以外）】

・ 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円 以下	100人以下
小売業	5,000万円 以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円 以下	200人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※常勤従業員は、**中小企業基本法上の「常時使用する従業員」**をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「**予め解雇の予告を必要とする者**」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

なお、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、**大企業と見なされます**。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※資本金及び従業員数がともに前頁の表の数字を超える場合、大企業に該当します（以下を除く）

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

イ 【中小企業（組合関連）】

- ・ 下表にある組合等
- ・ 下表にない組合や医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象外。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ^{*1}
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ^{*2}
内航海運組合、内航海運組合連合会 ^{*3}
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

※1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業

員を使用する者であるもの。

※3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

※4 なお、財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）については、本事業の対象としますが、中小企業基本法に基づく中小企業には該当しません。

3. 補助対象事業の概要等

本公募においては以下の要領で、類型1（製品開発型）及び類型2（バリューチェーン高度化型）の2つの類型について、それぞれ実証事業及び事業実施可能性調査事業の募集を行います。類型1の製品開発型は、製品の原材料・加工物等や製品そのものを生産する工場設備等の導入に向けた実証事業等で、類型2はこれら製品等の国境を越えた流通や生産プロセスの効率化や円滑化を図るシステムの導入に向けた実証事業等を対象とします。詳細は後述の事業例等をご参照下さい。

なお実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを試験し、その有効性や経済性などを確認すること、事業実施可能性調査事業（いわゆるフィージビリティ・スタディ（F S））とは、事業やプロジェクトの実施前に、それが実現可能かどうか事業採算性や技術的可能性等を調査することを指します。類型によって事業概要・審査項目等が異なり、実証事業と事業実施可能性調査事業とでは、計上できる経費が異なりますので、本公募要領をご確認いただき、適切な類型、実証事業又は事業実施可能性調査事業への応募をお願いいたします。

また、実証事業や事業実施可能性調査事業を通じて生産拡大やバリューチェーン高度化を図る対象となる原材料・製品等の範囲については、生産拠点の集中度の高い製品・部素材（特に、ワクチン用注射針など人々が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に加え、レアメタル・レアアース、半導体、電子部品などサプライチェーンの上工程に属し途絶した場合に川下産業へ与える影響が甚大である製品等）が広く対象となります。

【類型1：製品開発型】

日 ASEAN のサプライチェーン強靱化に資するべく、製品・部素材等の生産拠点の多元化に向け、試験的な設備の導入、試作機の開発、及びこれらを実施するための設計・開発等を行う他、生産設備の本格的な導入に向けた事業可能性等の調査を行う類型（以下に掲載されている事業例以外にも本類型に該当する事業は支援対象となり得ます）。

（製品開発型の実証事業の例）

○特定国に産出や生産が集中している原材料や加工物について、他の原材料や加工物を用いた試作品を製造、又はその生産設備のパイロットプラント（※）を建設し試行的に生産・加工を行うことで、当該原材料等の安定的な供給に向けた技術面・コスト面等の課題を抽出し、将来の本格的な生産・加工設備の導入を目指すもの。

（※）製品を商品化・量産化する前に、製品の品質や生産方法等について試験・評価を行うための設備

（製品開発型の事業実施可能性調査事業の例）

○特定国に生産が集中している部素材について、他国での生産拠点の拡大に向け、生産から販売までの事業化の実現において必要となる事業実施体制の検討や販売先市場の動向、競合他社の動向等の把握、他社との差別化の検討等に係る情報収集・調査・分析等を行うもの。

【類型2：バリューチェーン高度化型】

日 ASEAN のサプライチェーン強靱化に資するべく、ICT・ブロックチェーン・AI等のデジタル技術も活用しつつ生産・調達・物流・サービス提供等の国際的バリューチェーンの高度化に向け、試験的な設備の導入、試作機の開発、モデル事業の実施及びこれらを実施するための設計・開発等を行う他、生産・調達・物流等のシステムの本格的な導入に向けた事業可能性等の調査を行う類型（以下に掲載されている事業例以外にも本類型に該当する事業は支援対象となり得ます）。

（バリューチェーン高度化型の実証事業の例）

- グループ企業内外でのクロスボーダーな部品調達・設計・組立等に係るデータ管理プラットフォームの構築により、緊急時の物流途絶を避けつつ生産性の向上を図るべく、モデル事業を実施し、システム導入に向けた技術面・コスト面での課題を抽出し、将来の本格的なシステムの導入を目指すもの。
- 従来は書面で行っていた貿易手続その他越境取引に係る各種手続について、デジタル技術を活用して効率化を図るべく、試験的にシステムを導入し課題の抽出を図るもの。
- 国際物流における製品の位置情報や在庫情報、決済情報等について、デジタル技術を活用して一括管理を行うことで物流の効率化と途絶リスクの軽減を図るべく、試験的に事業を実施することで効果の検証を行い、将来の本格的なシステム導入を目指すもの。

(バリューチェーン高度化型の事業実施可能性調査事業の例)

- 海外の生産拠点からの部品調達や組立等に係る社内データベースの構築に向け、実施体制・導入システムの検討やコスト分析等に係る情報収集・調査・分析等を行うもの。
- 医療物資や医薬品等の製品流通に係る国際的な流通管理や受発注業務の見える化をデジタル技術を活用しつつ実現することでサプライチェーンの強化を図るべく、こうしたビジネスモデルの可能性について情報収集・調査・分析等を行うもの。

【補助金額】

補助金額は類型1, 2ともに以下の範囲内とします。補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。

実証事業 : 1,000万円～2億円
 事業実施可能性調査事業 : 100万円～5,000万円

【補助率（全事業共通）】

大企業 1/2 以内、中小企業 2/3 以内

※ 交付契約締結後に中小企業の定義から外れた場合は、補助率が変更となる場合があります。

【補助対象経費】

人件費、事業費。(費目ごとの主な経費支出可能項目例については「6. 補助対象経費」をご確認ください。)

【補助事業の要件】

補助事業の要件として、以下の全ての項目を満たしていることが必要となります。

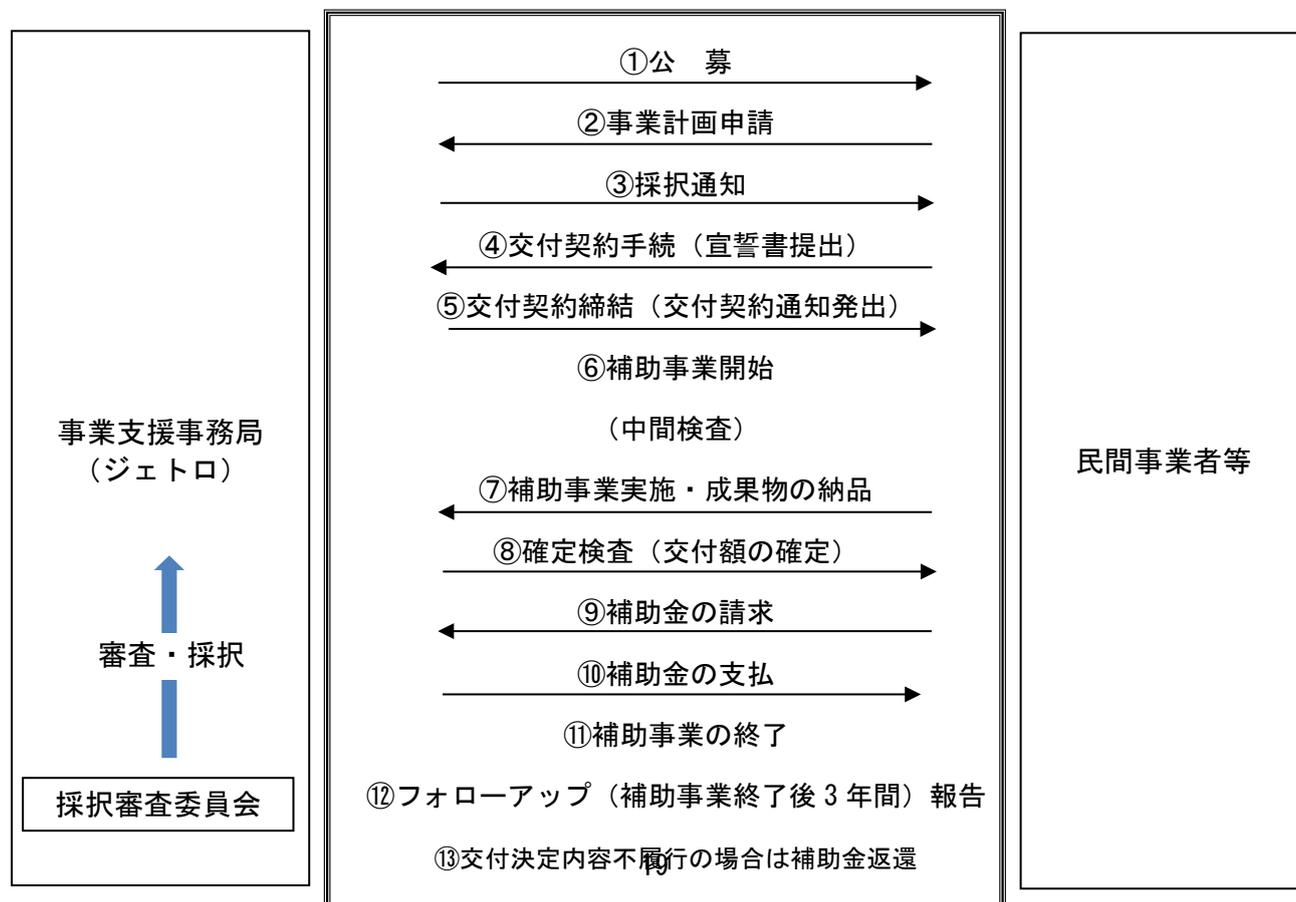
- ・事業目的に合致し、日ASEAN サプライチェーン強靱化に貢献する事業であること。なおASEAN以外の国における事業であっても、ASEAN 域内への原材料・部品の輸出やサービスの提供等を通じて、日ASEAN のサプライチェーンの強靱化に資する案件は支援対象となります。
- ・過去に実施された、もしくは実施されている事業と比べて、事業内容、分野、技術等に十分な差異があり、実用に向けた技術的課題、またはビジネス上の課題が明確であること。
- ・本事業の実施により、日本国内での自社生産量の減少をもたらすものではないこと。
- ・以下の要件をすべて満たす事業計画を策定していること。
 - 当該補助申請対象事業は、令和2年4月7日（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定日）より前に対外発表もしくは事業開始したものでないこと。
 - 実証事業は2025年3月31日までに、事業実施可能性調査は2024年9月30日までに補助事業を終了し、成果物として、事業成果報告書を納品する計画であること。但し、補助交付契約者の責めに帰さない理由によりこの期限を越えて本補助事業を実施せざるを得ない場合等特段の事由がある場合は、ジェット口と協議の上、事業の延長の可否について決定するものとする。
 - 事業規模等に適した実施体制が組まれていること。
 - 実証事業や事業実施可能性調査事業の終了後、原則として3年以内に事業化が実現可能となる計画となっていること。
 - 実証事業や事業実施可能性調査事業の結果を元に事業を実施することとなる企業が、当該実証事業等に予め参画する形で事業計画が作成されていること。
 - 実証事業の遂行及びその後の事業化を行うことができる財務状況にあること、または資金調達力を有すること。
- ・申請の時点で、以下の「補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還について」に同意すること。なお、補助金の返還額の合計は補助金交付額を上限とします。

<補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還について>

事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。

- ・以下に該当しない事業であること。採択後であっても該当すると判断された場合は交付契約の取消事由となります。
 - 本事業の趣旨にそぐわない事業
 - 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
 - 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
 - 公序良俗に反する事業
 - 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）
 - 「補助対象経費」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業
 - 同一事業を分割して複数案件として申請する場合や、複数社から同一案件をそれぞれ申請する場合
 - テーマや事業内容から判断し、過去又は現在の国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業
 - 他の民間団体等と同一若しくは極めて類似した内容の案件
 - ※ 他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。
 - その他申請要件を満たさない事業

4. 事業のスキーム



5. 公募期間・応募手続等

(1) 公募期間

- ・ 公募開始：令和5年5月22日（月）
- ・ 公募締切：**令和5年6月23日（金） 17時必着**
- ・ 公募採択発表：令和5年8月下旬頃を予定（予定変更の場合があります。）

※十分な対策を行ってはおりますが、申請が集中した場合、申請手続が滞る可能性があります。特に締切り間際などは多くの申請があり、申請が集中することが予想されます。お時間には十分な余裕を持ってご申請いただきますようお願いいたします。

(2) 申請方法

公募締切までに、以下の提出先申請Webサイトに必要事項を入力し、送信ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-8th>

※ 電子ファイル化が困難な場合には、ジェトロに電話・メールでのご相談をいただけますようお願いいたします。

※ 資料に不備がある場合や締切を過ぎて提出された資料は審査の対象となりませんので、本要領等をご熟読の上で注意してご記入いただくとともに、時間的余裕を持ってご送付いただけますようお願いいたします。

【提出書類】

	書 類 名	様 式
<input type="checkbox"/>	I. 申請書	様式第 1
<input type="checkbox"/>	II. 事業提案概要 ※類型 1 は様式第 2 - 1、類型 2 は様式第 2 - 2 を使用すること。	様式第 2 - 1 又は 様式第 2 - 2
<input type="checkbox"/>	III. 事業提案に関する詳細資料 ※様式第 2 - 1 又は 2 - 2 に記載の各項目を詳細に説明する資料として、以下の項目が明記された資料を提出すること。資料には通し頁番号を付すこと。 1) ~ 4) は提出必須、5) は任意。 【提出必須事項】 1) スケジュール表、 2) 製品・サービスの説明資料・写真、 3) 実施体制図、 4) 成果目標や実施効果等の数値を裏付けるデータ・資料 【任意】 5) 申請事業の実施に際して現地政府・企業等との連携・協業が予定されている場合、そのことを示す文書があればその写し等	書式自由
<input type="checkbox"/>	IV. 事業経費概算書	様式第 3
<input type="checkbox"/>	V. 会社概要等（パンフレット等を添付） ※共同事業実施者の概要説明資料を提出すること	書式自由

□	VI. 直近3年の決算報告書と財務諸表（資本内訳含む） ※単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。 ※設立後3年未満の場合は、提出可能な年のみで可。	書式自由
□	VII. その他参考資料	書式自由

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続き及び執行のために利用します。

※提出された応募書類は、機密保持には十分配慮した上で、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用いたします。また応募書類はご返却いたしませんのでご注意ください。応募書類は上記以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き原則として情報公開の対象となりますのでご了承下さい。

※応募書類に記載する内容は、採択後行う交付契約内容の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみをご記載ください。採択後であっても、補助申請者の都合により記載された計画に大幅な変更があった場合には、補助対象外となる場合があります（本「公募要領」7.補助交付契約者の義務（1）参照）。

※応募書類の受領後、必要に応じてジェトロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジェトロから連絡することがあります。

【提出先】

提出先・質問先（類型1・2、実証・FSとも）
日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 <提出フォーム> https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/sc-8th <お問い合わせ> https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/sc-contact Email: scs@jetro.go.jp TEL:03-3582-5410（9時～12時、13時～17時。土・日・祝日を除く。）

■ 質問の受付 ■

本事業に関するお問い合わせについては、上記専用フォームからご連絡ください。フォームへのアクセスができない場合は問い合わせ先メールアドレス（scs@jetro.go.jp）に企業名および氏名を明記のうえお送りください。公募期間中はお問い合わせを受け付け、できる限り迅速に回答を差し上げますが、公募締切間際にお問い合わせを頂いた場合には公募期限内の回答が困難となる可能性もありますので、ご連絡はできるだけ早めに、遅くとも2023年6月16日（金）までにお寄せください。その後にご連絡いただいた場合、ご回答が公募締切に間に合わない場合がありますので予めご容赦願います。

(3) 審査結果の通知・公表

- ・ 採択案件決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果をジェトロから通知します。

- ・ 採択された案件は、申請者の商号又は名称（法人番号を含む）、事業実施国、対象製品名、プロジェクト名などの事業概要をホームページ等で公表します。

(4) 採択後の手続き

- ・ 採択後、ジェトロにおいて、補助申請者からの宣誓書提出を受けた後、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、交付契約通知を発出し、補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、補助対象経費が減額する場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 補助交付契約者は、事業完了後、補助事業実績報告書等を提出し、補助金の交付申請手続きを行っていただきます（詳細な手続きは採択者向けに改めてご連絡いたします）。この際、受給できる補助金額が減額する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ また、補助事業実施場所を変更することは原則として認められません。

6. 補助対象経費

- ・ 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。
- ・ 対象経費は、交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払を完了したものに限りません。

- (1) 対象経費の区分 ※実証事業では機械設備費・システム開発費が対象となります、事業実施可能性調査では対象になりませんのでご注意ください。

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※事務局が認めたものに限る
I. 人件費	国内外で事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費 ※ 7. (17) を参照のこと。
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
機械設備費・システム開発費 (実証事業のみ)	実証に必要な機械装置、システムの購入、開発、試作、改良、据付、借用又は修繕等に必要な経費及び実証を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具 器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ※なお、実証事業期間中に導入した設備で、事業後も廃棄せずに商業生産する機材となる場合、購入費用のうち実証事業で使用した月数分のみを必要経費として認めます。
備品費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入、に必要な経費。取得単価が10万円以上（消費税込み）のもの。 （汎用品は認めない。下記（2）留意事項を参照） ※なお、実証事業期間中に導入した設備で、事業後も廃棄せずに商業生産する機材となる場合、購入費用のうち実証事業で使用した月数分のみを必要経費として認めます。

(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品(使用可能期間が1年未満のもの)であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費。取得単価が10万円未満(消費税込み)のもの。
外注費・委託費	事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ外注、委託するために必要な経費。 ※外注・委託先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象になりません
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの 例) - 通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等) - 光熱水料(実証場所における電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合) - 設備の修繕・保守費 - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費、法定検査、検定料

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

① 以下の経費は、補助対象になりません。

- ・ 実証場所以外に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・ 自動車等車両(事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。)の購入費・修理費・車検費用
- ・ 収入印紙
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 補助金事業計画書・申請書・報告書等のジェット口に提出する書類作成・送付に係る費用
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入費
- ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積りを取得している場合等を除く)
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

② 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り、支払いは、銀行振込の実績で確認を行います(手形払等で実績を確認できないものは対象外)。ただし、少額を現金やクレジットカードで支払う場合は、事前にジェット口に相談ください。)

③ 採択後、交付契約手続の際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、単価10万円(税抜)以上の物件等については原則として2社以上から同一条件による見積りをとることが必要です。従って申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただくと、採択後、円滑に事業を開始い

ただけます。但し発注内容の性質上2社以上から見積りをとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

- ④ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）

本事業の交付契約を締結した補助交付契約者は、以下の条件等を守らなければなりません。また、本条件等を守るために必要とされる場合は、委託先等にも本義務を遵守させなければなりません。

- (1) 交付契約後、本事業の経費の配分若しくは計画を変更しようとする場合、又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前にジェット口の承認を得なければなりません。計画変更の内容によっては、補助対象外となる、あるいは補助金返還となる場合があります。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書、事業成果報告書を提出しなければなりません。
- (3) 取得財産のうち、単価50万円(税抜)以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、財産処分制限期間(事業実施期間及び事業終了後7年間)の間、的確に管理しなければなりません。
- (4) 当該処分制限財産等については、事業実施期間内に処分(①補助金の交付の目的に沿わない使用、譲渡、交換又は貸付、②担保に供する処分又は廃棄等)しようとするとき、商用生産用に使用を開始するときは、事前にジェット口にその承認を受けなければなりません。また、事業終了後7年以内に当該処分制限財産を処分する場合は、譲渡額が設備導入時に事業者が負担した額を上回った場合については、譲渡額と当該事業者負担額の差額をAMEICC事務局に返納しなければなりません。
- (5) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

※補助交付契約者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (6) 補助交付契約者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (7) 補助交付契約者は、本事業の遂行及び収支の状況について、ジェット口から要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、ジェット口に提出しなければなりません。
- (8) 事業期間中、受託者は各事業計画に基づき、下記資料を定期的に事務局へ提出願います。

【翌月10日まで】

- ・ 当月の事業実施結果(トピックス、課題)
- ・ 翌月の事業実施予定
- ・ 進捗管理表
- ・ 収支実績報告書(所定フォーム)および証憑類のコピー

- (9) 事業の概要及び成果(事業成果報告書を含む。)の情報について、AMEICC事務局及び経済産業省に共有されると共に、その場合、AMEICC事務局及び経済産業省より東アジア・アセアン経済研究センターに共有される場合があります。また、事業の概要及び成果等について、発表、ヒアリング、情報提供に応じていただく場合があります。

- (10) 本事業の進捗状況確認のため、ジェットロが実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院やジェットロ等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (11) 本事業を実施することにより発生した知的財産権は補助交付契約者に帰属します。但し、ジェットロが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、補助交付契約者は当該知的財産権を実施する権利をジェットロに許諾する必要があります。
- (12) 補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (13) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (14) 補助交付契約者が交付契約に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (15) 今回申請された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助交付契約者には、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、予めご了承ください。
- (16) 独立行政法人との一定の関係を有する法人と契約をする場合、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされています。ジェットロにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること、また、ジェットロとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の三分の一以上を占めている場合は、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただきます。
- (17) 本事業の実施に際し補助事業契約者は、海外に渡航する場合及び渡航中においては「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の（経由地を含む）海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時にはジェットロ（ジェットロの海外現地事務所を含む）並びに経済産業省・外務省（現地公館を含む）の指示に従い、安全の確保に努めるものとします。また、新型コロナウイルス感染拡大などの海外情勢を踏まえ、海外渡航を中止せざるを得ない場合においては、以下の対応となる点につき予めご確認ください。
- 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、ジェットロおよび経済産業省の判断により中止又は延期を勧告する場合があります。中止又は延期となった場合に生じた経費については補助の対象外となります。

8. 審査基準

提出書類は3. 補助事業の概要に記載の補助事業の要件を満たしているかを事務局で確認の上、採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。審査は提出書類に基づき書面審査にて行うことを基本としますが、必要に応じて別途ヒアリング等を実施する場合があります。

また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、以下審査基準に関わらず、審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

【審査基準】

<必須項目>

- ①- 1 申請企業・団体の適格性
 - ・事業者の範囲、不支給要件に当たらないことが確認できるか。
- ①- 2 申請内容の十分性・明確性

- ・提出書類が揃っているか。
 - ・提出書類に十分かつ明確な記載がなされているか。
- ①－3 事業内容の適格性
- ・補助事業の目的、補助要件に合致しているか。
 - ・日・ASEANサプライチェーンの強靱化に貢献するものか。

<基礎要件審査項目>

- ②－1 補助事業の実施体制
- ・補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか。
 - ・事業計画書中の「実施体制図」において、申請事業者の実施体制が具体的に記載されており、事業を行うにあたり十分と考えられるか。
- ②－2 財務の健全性
- ・補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか。
- ②－3 補助事業の実現可能性
- ・補助事業のスケジュールが妥当であるか。課題、スケジュール等が明確に設定されているか。

<事業内容審査項目>

(類型1)

- ③－1 対象製品の生産集中度
- ・対象となる製品・部素材について、是正すべき生産拠点の集中度が認められるか。
- ③－2 多元化の効果
- ・対象となる製品・部素材について、多元化の程度が高いか。
- ③－3 サプライチェーン強靱化の効果
- ・途絶時に日本経済・社会(ASEAN経済・社会)に与える影響が大きいのか、また、本事業を行うことで緊急時に日本経済・社会(ASEAN経済・社会)に与える影響を低減するなど、日ASEAN全体のサプライチェーン強靱化に資する事業であるか。
- ③－4 波及効果・展開可能性
- ・川上・川下産業への投資誘発など波及効果はあるか、また、幅広い産業のサプライチェーン強化に資する事業であるか。
- ③－5 現地国での産業高度化等の副次効果
- ・事業実施国において、技術協力や雇用創出に貢献する、注力産業の発展に資するなど、現地国の産業高度化等に資するか等、副次的な効果が見込まれるか。

(類型2)

- ③－1 サプライチェーン強靱化・物流効率化等のバリューチェーン高度化の効果
- ・商用事業化された際にもたらされる効果(バリューチェーンの最適化や効率化)について具体的な目標を設定し、結果検証の方法が定量的に示されているか。
 - ・商用事業化されたときの日ASEAN全体のサプライチェーン強靱化や物流効率化等のバリューチェーン高度化の効果が期待できるか。
- ③－2 その他日ASEANのサプライチェーン強靱化に資するバリューチェーンの高度化に向けた取組
- ・その他、日ASEAN全体のサプライチェーン強靱化に資するバリューチェーンの効率化や高度化に向けた取組があり評価できるか。
- ③－3 波及効果・展開可能性

- ・実施を計画している分野にとどまらず、将来的な他の事業分野での技術・システムの転用可能性や他企業での応用可能性など、他事業や他企業への波及効果・展開可能性があるか。
- ③－４ 現地国での産業高度化等の副次効果
- ・実証事業や事業実施可能性評価の実施の実施により、現地国での産業高度化等の副次効果があるか。

以上

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当せず、かつ、いずれにも該当しなくなった日から5年間以上経過していることを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、関係団体、暴力団準構成員、暴力団関連企業又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、関係団体、暴力団準構成員、暴力団関連企業の構成員(以下「反社会的勢力」という。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別添3

談合等の不正行為に関する事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 事業支援事務局は、次の各号のいずれかに該当したときは、第9条の補助交付契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、補助交付契約者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条若しくは第6条の規定に違反し、又は補助交付契約者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第一号、第二号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が補助交付契約者に対し、独占禁止法第7条第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づく排除措置命令、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該排除命令又は納付命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、補助交付契約者に対して独占禁止法第7条の4第7項、第7条の7第3項又は独占禁止法第8条の3の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 本契約に関し、補助交付契約者(補助交付契約者の代表者又は補助交付契約者の所属者を含む。)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号、若しくは第95条第1項第1号、第4号、第2項第1号、第4号に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 補助交付契約者は、前条第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを事業支援事務局に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項、第7条の7第3項又は独占禁止法第8条の3の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為の場合の損害賠償等)

第3条 補助交付契約者が、補助交付契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、事業支援事務局が補助交付契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、事業支援事務局が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、補助交付契約者は第17条第2項に定める補助金の確定額の100分の10に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として事業支援事務局の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、事業支援事務局又はAMEICC事務局に生じた実際の損害額(直接の損害額に加え、事業支援事務局又はAMEICC事務局が補助交付契約者の契約違反に対応するために要した費用《事業支援事務局又はAMEICC事務局の従業員若しくは事業支援事務局が指定する第三者の人件費、実費その他。》及び事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家

にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、事業支援事務局がその超える分について補助交付契約者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 3 本条の規定は、補助交付契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

別添4

「環境社会配慮に関する留意事項」

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、下記のすべての事項について留意し、環境及び社会に配慮した事業を遂行することとします。

1. 国際法、国内法令を遵守し、法律違反となる行為は禁止します。
2. 環境破壊や社会不安に繋がる反社会的な経済活動や資源調達を禁止します。
例えば、基準違反や公害発生等の迷惑行為、不適切な廃棄物処理、自然破壊等を引き起こす資源調達方法、省エネやリサイクルに反した経済行為等は禁止します。
3. CSRを積極的に社内活動に取り入れ、その啓蒙活動に努めます。
4. ISO26000等の採用促進、社内でのCSR規約作りに取り組みます。
5. 社員の能力開発、人材育成に努めます。
例えば、社員の能力開発、技術習得、正規学校教育履修への補助や便宜を実施します。
6. 労働関連の社内ルールを確立し、安全かつ快適な労働環境を作ります。
例えば、就業規則を見える化し、安全かつ健康的な労働環境を整備します。
7. 社内の意思決定システムの見える化、責任所在の明確化に努めます。
例えば、円満なコミュニケーションシステムの確立、社内意思決定や責任所在を明確化します。
8. 相手国の宗教、文化、社会伝統等を尊重します。
9. 人権を尊重し、ジェンダーや障がい者といった社会的弱者の課題に、配慮します。

補助対象経費(表1)

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※事務局が認めたものに限る
I. 人件費	国内外で事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
機械設備費・システム開発費 (実証事業のみ)	実証に必要な機械装置、システムの購入、開発、試作、改良、据付、借用又は修繕等に必要な経費及び実証を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具 器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ※なお、実証事業期間中に導入した設備等で、事業後も廃棄せずに商業生産する機材等となる場合、購入費用のうち実証事業で使用した月数分のみを必要経費として認めます。
備品費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入、に必要な経費。取得単価が10万円以上（消費税込み）のもの。 ※なお、実証事業期間中に導入した設備等で、事業後も廃棄せずに商業生産する機材等となる場合、購入費用のうち実証事業で使用した月数分のみを必要経費として認めます。
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費。取得単価が10万円未満（消費税込み）のもの。
外注費・委託費	事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注、委託するために必要な経費。 ※外注・委託先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象になりません
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの 例) － 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） － 光熱水料（実証場所における電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） － 設備の修繕・保守費 － 翻訳通訳、速記費用 － 文献購入費、法定検査、検定料

補助率(表2)

補助率	大企業 : 1 / 2 以内 中小企業 : 2 / 3 以内
-----	-----------------------------------

※ 交付契約締結後に中小企業の定義から外れた場合は、補助率が変更となる場合があります。

補助金額の範囲(表3)

補助金額の範囲	実証事業 : 1,000 万円～2 億円 事業実施可能性調査事業 : 100 万円～5,000 万円
---------	---

様式第 1

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第八回）

補助金交付申請書

上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. プロジェクト名 _____

<input type="checkbox"/>	類型 1 : 製品開発型
<input type="checkbox"/>	類型 2 : バリューチェーン高度化型
<input type="checkbox"/>	実証事業
<input type="checkbox"/>	事業実施可能性調査事業
<input type="checkbox"/>	大企業
<input type="checkbox"/>	中小企業（みなし大企業ではない）

2. 実施国 (_____)

3. プロジェクト実施に要する経費 _____ 円

4. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 開始予定年月日 _____ 年 月 日

(2) 完了予定年月日 _____ 年 月 日

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第八回公募）」

類型1 製品開発型：事業提案概要

申請事業分類	<input type="radio"/> 類型1 製品開発型:実証事業 <input type="radio"/> 類型1 製品開発型:事業実施可能性調査事業
プロジェクト名	
プロジェクト名(英語)	

1. 申請者概要

申請企業名(共同申請の場合は幹事社名)	
申請企業名(英語)	
法人番号(13桁)	
申請企業分類	<input type="radio"/> 大企業 <input type="radio"/> 中小企業 ※財団、社団は「大企業」に含まれます。申請区分については公募要領「2. 補助対象者」の記載をご確認下さい。 ※共同申請に該当する場合は、後述の「共同で事業を実施する企業・団体名(共同事業実施者)」にて社名を記載。
代表者	役職
	氏名
郵便番号	
都道府県	
市区町村	
町名番地	
ビル建物名	
設立年月(西暦:YYYY年MM月)	
資本金(出資金)(単位:千円)	千円
従業員数	名
業種・業務内容	
ホームページ URL	

2. 連絡担当者

連絡担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

3. 実証事業・事業実施可能性調査事業の概要

実施国	※実証事業・事業実施可能性調査事業の実施及び将来生産拠点多元化を図る国を記載。ASEAN 以外の国も含まれる場合は、その他も併せて記載。
製品・部素材名	
製品・部素材名(英語)	
実証事業・事業実施可能性調査事業 経費概算(補助対象経費)	※単位・百万円で記載。 ※詳細は、様式第3「事業経費概算書」を「IV. 実証事業・事業実施可能性調査事業経費概算書(様式第3)」にて添付。
補助交付希望額(単位:百万円)	※様式第3「事業経費概算書」にある、シート【事業経費概算書(補助対象経費)】S列に表示される補助交付希望額を転記。
事業開始時期	(見込みの年月日を記載のこと。)
事業終了時期	(見込みの年月日を記載のこと。)
将来の生産設備導入の時期	(見込みの年月日を記載のこと。)
事業化の際の実施主体	※実証事業や事業実施可能性調査の結果を元に事業を実施することとなる企業を記載。
事業目的及び概要	※現状での供給途絶リスク等の課題を踏まえ、将来実現したいと考えている設備導入に資する事業の計画及びそれを実現するため今回実施する実証事業・事業実施可能性調査事業の実施内容(モデル事業の実施など)及びスケジュール等を具体的に記載。
生産品目の重要性	※本事業を通じて将来生産拠点の拡大を見込む製品・部素材等の重要性等について記載。例えばマスク等の重要な医療物資や電子部品等の途絶した場合の川下産業への影響が多い等の事情を記載。
生産拠点多元化の効果(品目全体の国際的な生産拠点の集中度及び自社における生産集中度並びに事業化による多元化の効果)	a)国際的な生産拠点の集中度 ※ ①は上位1位を、以下順に ②は2位、③は3位の順と、大きい順に記載のこと。 生産拠点・集中度①(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度②(1番目に集中度の高い国)

<p>※各種統計等を用いて、対象となる製品・部素材全体の国際的な生産拠点の集中度(国別の生産額・比率等)を定量的に示すとともに、自社における当該製品等の生産拠点の割合について記載した上で、本実証事業・事業実施可能性調査事業を通じて将来生産設備の多元化を図った場合に実現される生産拠点の割合(見込値)を記載。</p>	<p>生産拠点・集中度③(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度④(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度⑤(1番目に集中度の高い国)</p> <p>b) 自社における現在の生産拠点の集中度 ※ ①は上位1位を、以下順に ②は2位、③は3位の順と、大きい順に記載のこと。 生産拠点・集中度①(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度②(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度③(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度④(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度⑤(1番目に集中度の高い国)</p> <p>c) 自社における事業化後の生産拠点の集中度 ※ ①は上位1位を、以下順に ②は2位、③は3位の順と、大きい順に記載のこと。 生産拠点・集中度①(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度②(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度③(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度④(1番目に集中度の高い国) 生産拠点・集中度⑤(1番目に集中度の高い国)</p>
<p>実証事業・事業実施可能性調査事業の実施の詳細及び成果目標</p>	<p>※実証事業・事業実施可能性調査事業の事業内容(設置する試験施設、データ収集・分析、調査内容等)について記載するとともに、実証事業・事業実施可能性調査事業で目指す成果目標(生産コストの低減、生産ラインの拡大、事業化・マーケティング目標等)について記載。</p>
<p>日 ASEAN サプライチェーン強靱化等への寄与</p>	<p>※実証事業・事業実施可能性調査事業等を通じて将来実現を見込む生産拠点の多元化が、日 ASEAN サプライチェーンの強靱化にどう寄与するか記載。また、現地雇用の拡大、産業構造の高度化等の効果についても記載。</p>
<p>事業内容の先進性</p>	<p>※過去に実施された、もしくは実施されている事業と比べて、計画している事業内容、分野、技術等における差異について記載。</p>
<p>将来的な応用性</p>	<p>※実証事業・事業実施可能性調査事業結果の将来の他の事業分野での技術・システムの転用可能性や他企業での応用可能性を記載。</p>
<p>事業計画についての特記事項</p>	<p>※現地政府の同意や協力の状況、資金調達の可能性その他本事業を円滑に遂行するに当たっての留意事項を記載</p>
<p>共同で事業を実施する企業・団体名(共同事業実施者)</p>	

4. 応募資格基礎要件

<input type="checkbox"/> はい	日本に拠点及び法人(登記法人)格を持ち、日本における事業実態を有していること。
<input type="checkbox"/> はい	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
<input type="checkbox"/> はい	省庁や団体等が定める補助金交付停止、契約指名等に該当していないこと。在外事業者等の場合はこれに準ずる対象でないこと。
<input type="checkbox"/> はい	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと(手続開始の決定後、再認定を受けているものを除く)。
<input type="checkbox"/> はい	事務局の要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること、事務局が事業を請負契約する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。また、本事業の成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のために事務局が実施する事業(公募要領「3. 補助対象事業の概要等」に記載)に同意するとともに、その他アンケート等にご協力いただけること。
<input type="checkbox"/> はい	公募要領「3. 補助対象事業の概要等」に記載の＜補助金交付契約不履行時における補助金返還＞に同意していること。
<p>・他機関が提供する支援等と本事業の支援を重複して受けている、あるいは、応募予定がある場合、支援事業名とその概要(同様の案件の他のフェーズでの支援であればそれが分かるように)を下記に記入してください。</p>	

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回公募)」
 類型2 バリューチェーン高度化型:事業提案概要

申請事業分類	<input type="radio"/> 類型2 バリューチェーン高度化型:実証事業 <input type="radio"/> 類型2 バリューチェーン高度化型:事業実施可能性調査事業
プロジェクト名	
プロジェクト名(英語)	

1. 申請者概要

申請企業名(共同申請の場合は幹事社名)		
申請企業名(英語)		
法人番号(13桁)		
申請企業分類	<input type="radio"/> 大企業 <input type="radio"/> 中小企業 ※財団、社団は「大企業」に含まれます。申請区分については公募要領「2. 補助対象者」の記載をご確認下さい。 ※共同申請に該当する場合は、後述の「共同で事業を実施する企業・団体名(共同事業実施者)」にて社名を記載。	
代表者	役職	
	氏名	
郵便番号		
都道府県		
市区町村		
町名番地		
ビル建物名		
設立年月(西暦:YYYY年MM月)		
資本金(出資金)(単位:千円)		千円
従業員数		名
業種・業務内容		
ホームページ URL		

2. 連絡担当者

連絡担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

3. 実証事業・事業実施可能性調査事業の概要

実施国	※※実証事業・事業実施可能性調査事業の実施及び将来生産拠点多元化を図る国を記載。ASEAN 以外の国も含まれる場合は、その他も併せて記載。
製品・部素材名	※実証事業や事業実施可能性調査を通じて将来事業化を図る際に対象とする製品・部素材・サービス等の名称
製品・部素材名(英語)	
実証事業・事業実施可能性調査事業経費概算(補助対象経費)	※単位・百万円で記載 ※詳細は、様式第3「事業経費概算書」を「IV. 実証事業・事業実施可能性調査事業経費概算書(様式第3)」にて添付。
補助交付希望額(単位:百万円)	※様式第3「事業経費概算書」にある、シート【事業経費概算書(補助対象経費)】S列に表示される補助交付希望額を転記。
事業開始時期	(見込みの年月日を記載のこと。)
事業終了時期	(見込みの年月日を記載のこと。)
事業化の際の実施主体	※実証事業や事業実施可能性調査の結果を元に事業を実施することとなる企業を記載。
事業目的及び概要	※現状での供給途絶リスク等の課題を踏まえ、将来実現したいと考えているバリューチェーン高度化に資する事業の計画及びそれを実現するため今回実施する実証事業・事業実施可能性調査事業の実施内容(モデル事業の実施など)及びスケジュール等を具体的に記載。
データ共有・連携の有無	○ あり ○ なし
事業実現による国際的バリューチェーンの高度化の効果	※各種統計等を用いて、事業化による製品生産やサービス等の効率性向上や付加価値向上等の効果について、定量的なデータを用いて記載。
実証事業・事業実施可能性調査事業の実施の詳細及び成果目標	※実証事業・事業実施可能性調査事業の事業内容(設置する試験施設、データ収集・分析、調査内容等)について記載するとともに、実証事業・事業実施可能性調査事業で目指す成果目標(生産コストの低減、生産ラインの拡大、事業化・マーケティング目標等)について記載。
日 ASEAN サプライチェーン強靱化等への寄与	※実証事業・事業実施可能性調査事業等を通じて将来実現を見込む生産拠点の多元化が、日 ASEAN サプライチェーンの強靱化にどう寄与するか記載。また、現地雇用の拡大、産業構造の高度化等の効果についても記載。

事業内容の先進性	※過去に実施された、もしくは実施されている事業と比べて、計画している事業内容、分野、技術等における差異について記載。
将来的な応用性	※実証事業・事業実施可能性調査事業結果の将来の他の事業分野での技術・システムの転用可能性や他企業での応用可能性を記載。
事業計画についての特記事項	※現地政府の同意や協力の状況、資金調達の可能性その他本事業を円滑に遂行するに当たっての留意事項を記載。
共同で事業を実施する企業・団体名(共同事業実施者)	

4.応募資格基礎要件

<input type="checkbox"/> はい	日本に拠点及び法人(登記法人)格を持ち、日本における事業実態を有していること。
<input type="checkbox"/> はい	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
<input type="checkbox"/> はい	省庁や団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。在外事業者等の場合はこれに準ずる対象でないこと。
<input type="checkbox"/> はい	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと(手続開始の決定後、再認定を受けているものを除く)。
<input type="checkbox"/> はい	事務局の要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること、事務局が事業を請負契約する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。また、本事業の成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のために事務局が実施する事業(公募要領「4. 補助対象事業の要件」に記載)に同意するとともに、その他アンケート等にご協力いただけること。
<input type="checkbox"/> はい	公募要領「3. 補助対象事業の要件」に記載の「補助金交付契約不履行時における補助金返還」に同意していること。
<p>・他機関が提供する支援等と本事業の支援を重複して受けている、あるいは、応募予定がある場合、支援事業名とその概要(同様の案件の他のフェーズでの支援であればそれが分かるように)を下記に記入してください。</p>	

**「海外サプライチェーン多元化等支援事業 実証・事業実施可能性調査事業(第八回公募)」
事業経費概算書**

のセルにのみご記入ください は自動計算されます。

区分	内訳	単価(千円)	数量	単位	数量	単位	計(千円)	
							旅費含む	旅費除く
1.人件費	①国内人件費						0	
		×		日		人	0	
		×		日		人	0	
	②海外人件費						0	
		×		日		人	0	
2.事業費	③旅費(国内)						0	0
		×		×			0	
		×		×			0	
		×		×			0	
	④旅費(海外)						0	
		×		×			0	
		×		×			0	
		×		×			0	
		×		×			0	
		×		×			0	
	⑤機械設備費						0	
		×		×			0	
	⑥備品費						0	
		×		×			0	
⑦借料および損料						0		
	×		×			0		
⑧消耗品費						0		
	×		×			0		
⑨外注費・委託費						0		
	×		×			0		
⑩印刷製本費						0		
	×		×			0		
⑪会議費						0		
	×		×			0		
⑫謝金						0		
	×		×			0		
⑬補助員人件費						0		
	×		×			0		
⑭その他諸経費						0		
	×		×			0		
3.合計	1. + 2.						旅費含む	旅費除く
							0	0

(注1) 区分(人件費、事業費等)は変更しないようお願いします。

(注2) 募集要領の経費区分に応じて必要経費を記載してください。

(注3) 日本国内での支出経費で消費税「内税」のものについては、あらかじめ割り戻し、全額不課税として必要経費を記載してください。

様式第4(実証事業・事業実施可能性調査事業)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
補助金採択決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第7条4項に基づき、下記のとおり採択することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業名:
2. 補助申請者名:
3. 共同事業実施者名:
4. 採択決定日:
5. 事業実施期限:
6. 事業経費概算額
 - (1) 補助事業に要する経費:
 - (2) 補助対象経費:
 - (3) 補助率:
 - (4) 補助金上限額:
 - (5) 補助対象事業:
 - (6) その他採択の条件

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
交付契約宣誓書

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)(以下「本事業」)補助金公募でSCD****にて採択された「案件名:*****事業」(具体的な採択条件は、末尾記載のとおり。)の補助対象者(株式会社〇〇)として、下記事項について承諾することを宣誓いたします。

記

宣誓内容

1. 本事業を実施するにあたり、末尾記載の採択条件にて、別添1〇年〇月〇日付「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」(補助交付契約通知書等、当該規程に基づき作成される書類を含みます。以下「交付規程」といいます。)を順守して事業を実施すること、当社の関連法人である〇〇(設立準拠法(日本所在の法人は除く):〇、法人番号〇:、本店所在地〇:、代表者名:〇、以下「当社関連法人」といいます。)に共同事業実施者としてこれらを順守して事業を実施させることを承諾いたします。なお、公募要領と交付規程に矛盾、抵触が生じる場合には、交付規程が優先するものとします。
2. 当社は、本宣誓書の提出をもって、補助交付契約の申し込みをするものとし、貴機構から補助交付決定通知を発送した時点において、当社は、公募要領における「補助交付契約者」、交付規程における「補助交付契約者」としての契約上の地位を有し、貴機構は、公募要領における「事業支援事務局」、交付規程における「事業支援事務局」としての契約上の地位を有することを承諾します。
3. 当社は、当社関連法人等に、公募要領における「共同事業実施者」、交付規程における「共同事業実施者」としての義務を負わせるものとし、当社関連法人等に義務不履行があった場合には、当社が連帯してその責めを負うことを承諾します。
4. 当社は、公募要領、交付規程において、経済産業省、AMEICC事務局その他の主体より、指示、命令その他の措置が記載されているものについては、これらの主体に対し、当該措置に基づく義務を負い、かつ、当社関連法人に対してもこれらの義務を負わせることを承諾します。
5. 本宣誓及び関連する法律関係は、日本国の法律に準拠することを承諾し、当社関連法人もこれを承諾していることを確認します。
6. 本宣誓及び関連する法律関係から生じる紛争については、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄とすることを承諾し、当社関連法人もこれを承諾していることを確認します。

以上

採択条件

1. 補助事業名:
2. 補助申請者名:
3. 共同事業実施者名:
4. 採択決定日
5. 事業実施期限:
6. 事業経費概算額
 - (1) 補助事業に要する経費:
 - (2) 補助対象経費:
 - (3) 補助率:
 - (4) 補助金上限額: (明細は別紙「経費概算」を参照)
 - (5) 補助対象事業
 - (6) その他条件
7. 事業実施計画: (明細は別紙にて作成)
8. 事業成果報告書目次案: (明細は別紙にて作成)

以上

別添1 事業経費概算書(様式第3)

別添2 交付規程(2023年5月17日制定)

法人にあつては名称

及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)

補助交付契約通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第9条に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付申請書(以下「交付申請書」という。)」記載のとおりとします。
 2. 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助率、補助金上限額及び事業実施期限は、次のとおりとします。
 - (1) 補助事業に要する経費:
 - (2) 補助対象経費:
 - (3) 補助率:
 - (4) 補助金上限額:
 - (5) 事業実施期限:
- ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金上限額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付契約宣誓書記載のとおりとします。
 4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
 5. 補助交付契約者は、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」に従つて補助事業を実施しなければなりません。
 6. 補助交付契約者は、その他、事業支援事務局の付した条件を遵守しなければなりません。

以上

様式第7-1(実証事業・事業実施可能性調査事業)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
計画変更(等)承認申請書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第11条の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 計画変更の内容
3. 計画変更を必要とする理由
4. 計画変更が本事業に及ぼす影響
5. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対費)
6. 同上の算出基礎

以上

(注)1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
計画変更(等)承認通知書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第11条の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 計画変更の内容
3. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対比)
4. 同上の算出基礎

以上

様式第8(実証事業・事業実施可能性調査事業)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
事故報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第14条の規定に基づき、本事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
遂行状況報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第15条の規定に基づき、事業遂行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
 - ・当月の実施内容
 - ・今後の課題
 - ・事業の進捗(当初予定よりも進んでいる、もしくは遅れているなど、その理由も含めて)など

2. 補助対象経費の区分別収支概要

3. 今後の予定
 - ・今後実施を予定している内容
 - ・国内外出張の予定があれば、そのスケジュールを記載

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
補助事業実績報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した事業

(1) 補助事業内容

--

(2) 重点的に実施した事項

(3) 補助事業実施効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収入

項 目	金 額
自 己 資 金	
補助金充当額	
合 計	

(2) 支出

(イ) 総括表

支出項目		支出経費	補助対象経費
合計			
補助率を乗じた額			
補助金確定額	交付決定額		
	実績額		

(ロ) 経費の内訳

以上

様式第11(実証事業・事業実施可能性調査事業)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
補助金確定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け文書をもって報告のありました上記の件については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第17条に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金上限額
2. 補助対象経費
3. 補助金確定額

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
精算払い請求書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第18条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 精算払請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座	口座番号		フリガナ	
<input type="checkbox"/> 普通			預金名義	

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第19条の規定に基づき、下記の通り報告します。

1. 補助金額(交付規程第17条による額の確定額)

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額

円

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第14(実証事業・事業実施可能性調査事業)

補助交付契約者名:

共同事業実施者名:

取得財産等管理台帳
(取得財産等明細書)

財産名	数量	単価(円) (税抜き)	金額(円) (税抜き)	取得年月日	保管場所および設置場所 (所在地)	財産所有者 (交付契約者若しくは共同事業実施者)	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第2項に定める処分制限額(単価50万円(税抜き))以上の財産とします。

(注2) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えありません。単価が異なる場合は、分割して記入してください。

(注3) 取得年月日は、検収年月日を記入してください。

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
取得財産処分承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって補助交付契約を締結した上記事業について「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	処分方法	処分価格	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

- (注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。
- (注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件

以上

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
取得財産処分承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け文書をもって申請のありました上記の件については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件(返金額概算等)

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
取得財産処分報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって承認された下記事業について、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 補助事業名
2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	処分方法	処分価格	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

- (注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。
- (注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件

以上

様式第15-4(実証事業・事業実施可能性調査事業)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
納付通知書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 財産処分にかかる納付請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座	口座番号		フリガナ	
<input type="checkbox"/> 普通			預金名義	

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
取得財産転用申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって承認された下記事業について、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名
2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	転用方法	転用 価 格	転用の理由	備 考 (転用の時期等)

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 転用の条件

以上

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局

●● 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)

(実証事業・事業実施可能性調査事業)

事業実施期間後取得財産処分承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって補助交付契約を締結した下記事業について「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名

2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	処分方法	処分価格	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局
●● (公印省略)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
事業実施期間後取得財産処分承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け文書をもって申請のありました上記の件については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	処分方法	処分価格	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件(返金額概算等)

以上

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局

●● 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)

(実証事業・事業実施可能性調査事業)

事業実施期間後取得財産処分報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって承認された下記事業について、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 補助事業名

2. 処分した財産及びその理由

財 産 の 名 称	仕 様	数 量	処 分 方 法	処 分 の 理 由	備 考 (処 分 の 時 期 等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局
●● (公印省略)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)
(実証事業・事業実施可能性調査事業)
事業実施期間後納付通知書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 財産処分にかかる納付請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号		フリガナ	
			預金名義	

以上

様式第16(実証事業・事業実施可能性調査事業)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名

印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)

(実証事業・事業実施可能性調査事業)

事業成果状況報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第24条に基づき、下記の通り事業の実施状況を報告します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業の進捗状況

3. 補助事業の開始及び完了日

(1)開始年月日 年 月 日

(2)完了年月日 年 月 日

4. 事業終了後の活用状況

以上

様式第17(実証事業・事業実施可能性調査事業)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名

印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)

(実証事業・事業実施可能性調査事業)

知的財産権取得状況報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第八回)交付規程」第26条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業名
2. 種類(出願番号及知的財産権の種類)
3. 内容
4. 相手先及び条件(譲渡又は実施権を設定した場合)

以上

(注1)「知的財産権」とは、特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作物の著作権及び外国における上記各権利に相当する権利、上記各権利を受ける権利をいう。